町田市保健衛生主管部長 殿

東京都保健医療局医療政策担当部長

宮澤 一穂 (公印省略)

かかりつけ医機能報告制度の施行に伴う周知について(依頼)

平素より東京都の保健医療施策に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 (令和5年法律第31号)による改正後の医療法(昭和23年法律第205号)第30条の18 の4第1項において、かかりつけ医機能報告制度が創設され、令和7年4月1日より施行された ところです。

この度、厚生労働省において、当該報告制度等に係る取組が実効的に行われ、地域で必要なかかりつけ医機能が確保されるために必要な事項や留意点等に関してガイドラインが取りまとめられ、別添「かかりつけ医機能の確保に関するガイドラインについて(令和7年6月27日付医政発第0627第1号)」のとおり通知がありましたので、下記のとおりお知らせします。

つきましては、貴管内関係機関への周知につき、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

なお、公益社団法人東京都医師会及び都内病院には、都から別途通知していることを申し添えます。

また、当該報告制度の具体的な運用や各報告事項の詳細については、令和7年度秋頃に「かかりつけ医機能報告マニュアル(仮称)」を厚生労働省より発出予定とされています。詳細が示され次第、改めてお知らせいたします。

記

1 かかりつけ医機能報告について

(1)目的

国民・患者がそのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるための情報提供を強化し、地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域において必要なかかりつけ医機能を確保することが目的です。

(2) 概要

○慢性疾患を有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために 必要なかかりつけ医機能について、各医療機関から東京都知事に報告します。

- ○東京都知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有する ことを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公 表します。
- ○東京都知事は、協議の場で、地域で必要なかかりつけ医機能を確保するための具体的 方策を検討・公表します。
- (3)報告対象医療機関

特定機能病院及び歯科医療機関を除く病院及び診療所

(4) 報告方法

- (5) 主な報告項目
 - ○1号機能
 - ア 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表を していること (★)
 - イ かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無
 - ウ 所定の診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれかの診療領域について 一次診療を行うことができること (★)
 - エ 一次診療を行うことができる疾患
 - オ 医療に関する患者からの相談に応じることができること (★)
 - ※ ★:これらの項目を「可」と報告する医療機関は、「1号機能を有する医療機関」 として2号機能の報告を行います。
 - ○2号機能
 - ア 通常の診療時間外の診療
 - イ 入退院時の支援
 - ウ 在宅医療の提供
 - エ 介護サービス等と連携した医療提供
- (6) 報告スケジュール (予定)
 - ○令和7年11月頃~ 医療機関への定期報告依頼
 - ○令和8年1月~3月 医療機関による定期報告及び東京都による体制の有無の確認
 - ○令和8年4月~ 東京都による報告内容や体制の有無の確認結果の公表、報告内容の 集計・分析等
- 2 地域の関係者との協議について
 - (1)目的

かかりつけ医機能報告により収集したデータ等によって明らかとなった医療・介護資源の実情や地域で不足するかかりつけ医機能に係る課題について、地域における医療関係者や区市町村等とも認識を共有しながら、地域で不足するかかりつけ医機能を確保するための具体的方策について検討を行うことが目的です。

- (2) スケジュール (予定)
 - ○令和8年7月頃~ 協議の場の開催
 - ○令和8年12月頃 協議の場の結果の公表
- (3) その他

東京都における協議の場の開催方針等は未定です。詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。

3 送付資料

- 別添1 かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン
- 別添2 かかりつけ医機能に関する取組事例集
- 別添3 院内掲示様式(例)
- 別添4 患者説明様式(例)
- 別添5 医療機関向け制度周知リーフレット
- 別添6 協議に活用する課題管理シート (例)
- 別添7 協議の結果の公表シート (例)
- 別添8 かかりつけ医機能報告制度Q&A集

4 その他

かかりつけ医機能報告制度の詳細については、以下リンクより厚生労働省ホームページを御 参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html

【問合せ先】

○かかりつけ医機能報告に関すること

東京都保健医療情報センター 井原

電話 03-5272-1801

東京都保健医療局医療政策部医療政策課医療改革推進担当 川井

電話 03-5320-4448

○地域におけるかかりつけ医機能の確保及び地域の関係者との協議に関すること 東京都保健医療局医療政策部医療政策課保健医療計画担当 井床

電話 03-5320-4424